

**「規制改革ホットライン」 規制改革要望
【2021年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
1	少額短期保険持株会社における、子会社に係る提出資料の合理化	保険持株会社が傘下に少額短期保険業者を保有し、少額短期保険持株会社にも該当する場合に、子会社に係る監督当局あて提出資料の範囲が監督上の必要を超えたものとなっていると考えられ、見直しを検討いただきたい。	①少額短期保険持株会社が「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」を子会社としようとする場合には届出が、左記以外の会社を子会社としようとする場合には承認が求められている。ただし、少額短期保険持株会社が保険持株会社でもある場合には、「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外の会社を子会社としようとするときには、保険業法第272条の39第5項により少額短期保険持株会社としての承認は求められない。しかし、異動時に届出を要する子会社の範囲は限定されていないため、子会社としようとする時に承認の申請を行わなかった子会社であっても、異動時は届出が求められており(保険業法第272条の42第2項第4号、保険業法施行規則第211条の86第2項第6号他)平仄が取れていない。設立時に承認されていない子会社については異動時の届出は不要にしていきたい。 ②上記と同様に、少額短期保険持株会社となるための承認の申請に係る提出資料は、対象となる子会社の範囲が限定されていない(保険業法施行規則第211条の75第3項第1号ハ)。保険持株会社が少額短期保険持株会社になった以降は、「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外の会社を子会社としようとするときには承認が求められないにも関わらず、保険持株会社が少額短期保険持株会社となるための承認申請時には「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」以外を含み全ての子会社の情報が求められており、平仄が取れていない。保険持株会社が少額短期保険持株会社となる承認申請時の提出資料も、「少額短期保険業者とその従属業務・管理業務を営む会社」に限定していただきたい。	①法律・政令が根拠	保険業法第272条の42第2項第4号 保険業法施行規則第211条の86第2項第6号他 保険業法施行規則第211条の75第3項第1号ハ	金融庁
2	不動産に関する情報の一元管理公共システムの構築	不動産に関する情報(建築確認済証、住宅型式性能認定、長期優良住宅認定、等)を一元的に照会・確認できるシステムの構築を要望する。	・火災保険の契約にあたり、保険契約の対象となる物件の情報(耐火性能や耐震性能等の詳細情報)を契約者からご申告いただく必要があるが、契約者がこれらの情報を正確には把握していないことが一般的であるため、各種公的資料による確認が必要となり、契約者に負担がかかっている。 ・ついでに、不動産に関する情報(建築確認済証、住宅型式性能認定、長期優良住宅認定、等)の確認先である自治体、認定機関、住宅メーカー等に対して、建物所有者が、非対面でワンストップで照会をかけ、PDFやCSV等の電磁的記録のやり取りにより当該情報の確認を進めることができる公共システムの構築を要望する。(可能であれば利便性向上のため、PDFではなくCSV形式などでDB化されていることが望ましい) ・また、その公共システムが構築できた場合には、建物所有者の同意があれば、保険会社等事業者が代わりに当該システムを利用することが認められるよう要望する。	①法律・政令が根拠	建築基準法第93条の2 住宅の品質確保の促進等に関する法律第31条第3項 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第11条	国土交通省
3	自賠法施行令の見直し(自賠責保険における「書面」による請求の見直し)	「法第十六条第一項の損害賠償額の支払の請求は、次の事項を記載した書面をもって行わなければならない」とする自賠法施行令の規定を見直し、自賠責保険における書面によらない請求方法の早期実現を要望する。	・「自賠責保険の電子化」対応を進めるに当たっては、被害者等から提出された書類の電子化以外にも、契約者等からのHPを通じた保険金請求意思の確認や医療機関からのネットワークを通じた治療費の請求といった書面によらない請求方法も選択肢の一つとして検討していく必要があると思われる。 ・一方で現時点では自賠法施行令等を根拠として、書面による請求以外の方法は認められていない。 ・当該政令を見直すことは、自賠責保険分野における早期のペーパーレス化実現や利便性の高い仕組みの構築に寄与するものと考えられる。	①法律・政令が根拠	自動車損害賠償保障法施行令第3条	国土交通省 金融庁
4	消費税仕入れ税額控除における特例的な取り扱いの延長	課税仕入れ等に係る消費税額を控除するには、その事実を記載した帳簿及び事実を証する請求書等の両方を保存する必要があるが、現在は特例的な取扱いとして、税込みの支払額が30,000円未満の場合には、領収書等の保存を要せず、法定事項が記載された帳簿の保存のみでよいこととされている(以下、「当該特例」と言う)。しかし、インボイス制度が開始される令和5年10月1日以降の仕入税額控除の要件としては、一定の事項を記載した帳簿及び適格請求書等の保存が必要とされ、たとえ税込みの支払額が30,000円未満の場合であっても、領収書等の保存が必要とされている。ついては、当該特例の延長を要望する。	・令和2年度の電子帳簿保存法改正により、会社の経費精算において、要件を整えた電磁的記録を保存することにより、領収書等を受領しなくてもよいとされた(電子帳簿保存法 一問一答【電子取引関係】(問3))。 ・一方で、令和5年10月に当該特例が廃止されると、税込みの支払額が30,000円未満の取引であっても領収書等の取付が必須となる。電子インボイスの保存ができれば上記のとおり領収書等の受領は不要であるが、現状、電子インボイスの要件を満たすカード会社のデータや経費精算システム・アプリケーションの開発といった共通基盤の整備・普及が令和5年10月までに十分ではない可能性がある。(なお、整備されたデータや開発されたシステム・アプリケーションを民間企業が導入するまでに一定のリードタイムが必要となる。) ・このような状況下で当該特例が廃止されると、これまで取付不要であった税込みの支払額が30,000円未満の取引の領収書等については、取付が必要となり、ペーパーレスの流れに逆行することになる。ペーパーレス社会の実現に向け、これらの共通基盤が十分に整備・普及されるまで、当該特例が延長されることを要望する。	①法律・政令が根拠	消費税法第30条第7項、 消費税法施行令第49条	財務省
5	保険業法施行規則による法定開示事項の見直し	保険業法施行規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))の法定開示事項を見直しいただきたい。特に「出再を行った再保険者の数」や「出再保険料の上位5社の割合」は削除を検討いただきたい。	一般消費者の観点に立つと、再保険信用リスクに関する情報として、「出再を行った再保険者の数」や「出再保険料の上位5社の割合」はやや解釈しにくい情報であり、別途定めている「出再保険料の格付ごとの割合」や「未収再保険金の額」で必要十分と考えるため。様々な決算上の調整を踏まえて、集計を行う必要があり、保険会社にとっても事務負担が大きい。	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則別表(第59条の2第1項第3号ハ関係(損害保険会社))	金融庁
6	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「2021事務年度 金融行政方針 コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ」の4.(4)③に挙げられている「会計基準の高品質化」のため、IFRS第17号の確定に伴う適用時期に合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	・保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものとはなっていない。 ・このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。 ・令和2(2020)年6月にIFRS17号が最終化され発効時期が令和5(2023)年に決定したため、これに向けた検討を要望したい。	①法律・政令が根拠	保険業法施行規則第59条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	金融庁

**「規制改革ホットライン」規制改革要望
【2021年度】**

No	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	規制の根拠(可能な範囲で) ①法律・政令が根拠 ②省令が根拠 ③他の制度が根拠 ④不明	具体的な根拠法令等	制度の 所管官庁
7	同一人与信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	同一人与信規制(*)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。 (*) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同勘定の3%を超えてはならないと定められている。	・2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において、「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ、今後の運用の実態等も見ながら、問題がないことが確認された場合には、適用除外としていくことが適当と考えられる。」とされたことを受けて、株式については2012年7月に同一人与信規制から除外されたところ。 ・海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完として、格付機関より親会社と同水準の格付けの適用を受けており、高格付けは、特に再保険事業の展開において他社対抗上、競争力の源泉となっている。 ・さらに、一般的に、海外の子会社に対する債務保証は、余剰資本の現地への滞留を回避しつつ効率的な運営を実現することにも資する取り組みであり、これは、グローバルなグループ経営に必要な不可欠のもの。 ・近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の振れ幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態は、グローバル他社との競争上、日本社の不利を招くおそれがあることから、保険子会社への「債務の保証」の規制を緩和していただきたい。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。	①法律・政令が根拠	保険業法第97条の2第2項、 保険業法施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ	金融庁
8	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	令和3年の保険業法施行規則・監督指針改正により、重要事項説明書(以下、「重説」という。)については、電磁的方法による情報提供が可能な方法が、従来の「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つから「顧客専用WEBページ閲覧・一般HP閲覧」を加えた5つに多様化されたが、重説と密接に係るクーリング・オフ説明書の交付の方法については、従来の3つの方式に限定されているため、本書面においても電磁的方法の多様化を要望する。	・保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ—4—2—2(2)②イ.に基づき、注意喚起情報として重説の中でクーリング・オフについて記載する必要があることから、保険会社は重説とクーリング・オフ説明書を一体化してお客様に交付している。 ・保険会社は、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフについて汎用的に記載している(保険期間1年超を選択する場合にはクーリング・オフ対象となるため、例えば自動車保険のように保険期間が1年以内の契約が大半である場合でも、お客様が保険期間1年超を選択する可能性を考慮して、重説にはクーリング・オフの説明を記載している)。 ・上述のとおり、お客様がクーリング・オフ対象契約を選択する可能性のある商品の重説を電磁的方法で提供する場合、情報提供については保険業法施行規則第272条の2第5項に基づき5つの方法が容認されるが、クーリング・オフ説明書部分は同規則第240条の2第1項に基づき3つの方法に限定されていることから、重説全体としては3つの方法により提供せざるを得ず、顧客利便性が損なわれている状況にある。 ・スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、クーリング・オフ説明書の交付の電磁的方法を多様化する対応が行われることを希望する。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。	①法律・政令が根拠	保険業法第309条 保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	金融庁
9	第三者に軽自動車検査ファイル(自動車検査証の記載内容を公開する制度)の創設	軽自動車は法令上、登録自動車とは異なり、第三者に自動車検査証の記載内容を公開する制度がないため、保険会社が被保険者に保険金支払をする際、の確認手続きに登録自動車と比べて時間を要しており、とりわけ自然災害発生時においては迅速な保険金支払の妨げとなる事例が発生している。 登録自動車および軽自動車における情報公開制度のイコールフットingの観点より、保険会社等の事業者が低廉かつ容易に検査ファイルの情報を確認・利用できる制度の創設を要望する。	・保険会社は、集中豪雨等により自動車が冠水し全損となる事故における保険金支払手続の中で、当該車両の現車確認・引き上げ・名義変更等のため、自動車の分類に応じて「登録事項等証明書」または「検査記録事項等証明書」の記載内容を確認している。 軽自動車は、道路運送車両法(以下、車両法)に基づく登録自動車に該当しないため、「登録事項等証明書」の交付を請求することができない。代替として、車両法第七十二条の三に基づき「検査記録事項等証明書」の交付を請求することが可能だが、請求者は軽自動車の所有者に限られており、第三者が請求することができない。 車両法の中では軽自動車検査ファイルを公開する制度がないため、個別の照会等に対しては個人情報保護法に基づいた取扱いが必要となるが、同法第二十三条では保有個人データを第三者へ提供することは原則禁止されており、原則本人の同意無く保有個人データを提供することが出来ない。 ・上記法令に基づき、保険会社は車両所有者本人に手続きを依頼するが、登録自動車と比較して、書類の取付けに時間を要することから、自然災害発生時には迅速な保険金支払の妨げになっている(登録自動車所有者と比較すると保険金支払が遅くなる分、不利益を被っている)ため、軽自動車においても本人の委任状等がなくとも第三者が検査ファイルの情報を容易に確認できる共通の仕組みを構築すべきである。 ・もしくは、個人情報保護法において、災害救助法が適用される等の大規模な自然災害発生時に限定した形で、本人の同意が無くとも保有個人データを提供できる例外規定を設けるべきである。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。	①法律・政令が根拠	道路運送車両法第二章 自動車の登録等 道路運送車両法第二十二 条 登録事項等証明書等 道路運送車両法七十二 条の三証明書交付 個人情報の保護に関する 法律第二十三条 第三者 提供の制限	国土交通省
10	企業型年金規約の変更手続きの簡素化	特に軽微な変更の手続き簡素化を要望する。	・企業型年金規約において①事業主の名称・住所②実施事業所の名称・所在地、に変更があった場合は証憑書類を添付して地方厚生局に遅滞なく届出を行うこととなっている。 ・事務の簡素化のため、これらの変更について、厚生労働省において①は法務省、②は日本年金機構とご連携いただき、事業主からの届出を不要としていただきたい。 ・届出を不要とできない場合は、届出期限について緩和いただき、別の変更事項に係る申請・届出が発生した場合にあわせて届け出ればよいこととしていただきたい。また証憑書類の添付を不要としていただきたい。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第6条、 確定拠出年金法施行規則 第5条・第7条	厚生労働省
11	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	・企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第4条、 第19条、第20条、第69条	厚生労働省
12	iDeCoにおける掛金払込方法の多様化	将来のiDeCoの加入申込の電子化を見据え、iDeCoの掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。	・iDeCoの掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙帳票が必要となる。手続きのペーパーレス化及び更なる普及促進の実現のためには、払込方法の多様化が必要であると考え。	①法律・政令が根拠	確定拠出年金法第70条 確定拠出年金法施行規則 第57条	厚生労働省